

制 度 名	家畜排せつ物農外利用等促進事業	主管課名	畜産課 経営環境 G		
		問合せ先	029-301-3988		
目的・趣旨	霞ヶ浦流域内の畜産農家に対し、炭化灰化処理装置や蒸発散処理施設の整備を支援することなどにより、家畜排せつ物の農業以外での処理・利用（農外利用）を促進し、霞ヶ浦への負荷低減を図る。				
<p>[対象団体] 霞ヶ浦流域内の畜産農家</p> <p>[対象事業] 以下の施設の整備に対し補助する。 ①家畜排せつ物減量化のための炭化灰化処理装置 ②養豚場における浄化処理水の蒸発散処理施設</p> <p>[補助要件等] ・事業対象農家が霞ヶ浦流域内にあること。 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第1条第2項に基づく頭羽数を超える飼養をしていること。（牛10頭以上、豚100頭以上等） ・家畜排せつ物法第4条に基づく指導を受けてないこと。 ・家畜排せつ物の適正な管理により、良質な堆肥の生産と有効利用がされていること。</p> <p>[対象経費] 対象施設の整備に係る経費</p> <p>[補助限度額等] 上記対象経費の1/2以内</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
家畜排せつ物農外利用等促進事業費			1/2	—	1/2
[31年度当初予算額] 38,200千円		[31年度補助対象団体] 平成31年5月頃決定予定			
[備考]					